

坂戸市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月25日

坂戸市監査委員 野村 康
同 柴田 文子

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和4年11月9日	農業委員会事務局、広報広聴課、納税課、防災安全課、議会事務局、情報政策課
令和4年11月14日	会計課、庶務課、交通対策課、課税課、道路河川課、健康保険課
令和4年11月16日	人権推進課、維持管理課、監査委員事務局

2 監査事項

令和4年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。